

# 藤沢市地籍調査事業補助金事務取扱要領

令和6年4月1日

## 第1 趣旨

この要領は、民間事業者等が藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)及び藤沢市地籍整備推進調査補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づく補助金の交付に当たって必要となる事項を定めるものとする。

## 第2 適用

この要領は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第5項の規定による申請等を通じて成果を地籍情報として整備しようとする民間事業者等に適用する。

## 第3 対象とする測量及び調査の成果

要綱第4条に基づく測量及び調査の成果は、次の各号を満たしているものとする。

### 一 測量の基準

測量が測量法(昭和24年法律第188号)第11条の測量の基準に従って行われ、地点の位置が国土調査法施行令(昭和27年政令第59号。以下「令」という。)別表第1に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値及び測量法施行令(昭和24年政令322号)第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さで表示されているもの。

### 二 測量の精度

令第15条で定める限度以上の誤差がないもの(観測、測定及び計算等について地籍調査作業規定準則(昭和32年総理府令第71号)及び同運用基準(平成14年3月14日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知)に規定するものと同様以上のものが実施されているもの)。

### 三 登記の状況

測量及び調査が行われた後に、分筆等の不動産の表示に関する登記が行われているもの。

### 四 登記所送付用地図の作成

測量の成果は、当該地図の電子データ(地籍フォーマット2000形式又は地図 XML 形式)も作成したもの。

#### 第4 補助金交付対象

要綱第5条及び第6条に基づく補助金の交付対象は、次の各号に掲げる費用とする。

##### 一 調査計画等作成

- (1) 調査計画作成
- (2) 既存資料等収集・整理

##### 二 境界情報等整備

- (1) 現況調査
- (2) 境界確認

##### 三 成果等作成

- (1) 予備調査
- (2) 成果作成

#### 第5 補助金の額

要綱第5条及び第6条に基づく補助金の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

##### 一 調査計画作成

調査計画作成に係る額の算定は、調査を円滑に実施するために必要な経費のうち次に掲げる費用を合計した額とする。

- (1) 専門家による検討に要する費用
- (2) 附帯事務費

##### 二 既存資料等収集・整理

既存資料等収集・整理に係る額の算定は、次に掲げる費用を合計した額とする。

- (1) 境界査定図、地積測量図等の既存境界資料の収集に要する費用
- (2) (1)により収集した資料の数値情報化に要する費用
- (3) 附帯事務費

##### 三 現況調査

現況調査に係る額の算定は、次に掲げる費用を合計した額とする。

- (1) 現況地物の現地での確認・測量に要する費用
- (2) 測量にあたって必要な基準点の設置に要する費用
- (3) 既存資料に基づく現地への復元に要する費用

(4)各筆の測量に要する費用

(5)附帯事務費

#### 四 境界確認

境界確認に係る額の算定は、次に掲げる費用を合計した額とする。

(1)土地所有者等の境界立会に要する費用

(2)現地調査や現地立会等に要する費用

(3)附帯事務費

#### 五 予備調査

予備調査に係る額の算定は、次に掲げる費用を合計した額とする。

(1)作成した成果図等の精度検証に要する費用

(2)地区ごと又は筆ごとに作成した測量図の一体化等に要する費用

(3)附帯事務費

#### 六 成果作成

成果作成に係る額の算定は、次に掲げる費用を合計した額とする。

(1)地籍整備推進調査の調査・測量成果(地図及び簿冊)の取りまとめに要する費用

(2)国土調査法第19条第5項指定申請等資料作成に要する費用

(3)附帯事務費

2 前項に掲げる地籍整備推進調査の実施に要する費用の算定の対象となるのは、国土調査法第19条第5項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な経費とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項各号の算定に当たっては、一調査実施地区当たり、下記のとおりとする。

一 第1項第一号(1)の額が200千円を超える場合は、200千円を限度とする。

二 第1項第二号から第五号までの額の合計(ただし、附帯事務費を除く。)が、調査実施面積に1,000千円/haを乗じた額に5,000千円を加えた額を超える場合は、当該額を限度とする。

三 第1項第六号(1)及び(2)の額の合計が300千円を超える場合は、300千円を限度とする。

四 第1項各号に規定する附帯事務費は、当該各号の調査に附帯して必要となる事務費につき、別表(その3)に基づき算出するものとする。ただし、当該各号の調査に必要な経費の合計(附帯事務費を除く。)に0.03を乗じて得た額を限度とする。

## 第6 補助金交付の申請手続き

- 一 要綱第7条に基づく補助金交付申請書を提出する時期は、会計年度毎とする。
- 二 調査費の分類等は、別表(その1)から別表(その3)に定めるとおりとする。

## 第7 交付の条件

- 一 補助金の交付を受けたものは、調査実施地区における調査・測量が完了した場合には速やかに国土調査法第19条第5項の指定申請等による地籍整備に必要な手続きを行うこととし、これによれない場合には、速やかに市長に報告を行うこととする。
- 二 補助金の交付を受けたものは、附帯事務費の用途については、別表(その3)に定める用途基準に従って使用しなければならない。

## 第8 状況報告

補助金の交付を受けたものは、市長の指示があったときは、事業の遂行及び支出状況について、速やかに書面により報告しなければならない。

## 第9 完了検査

補助金の交付を受けたものは、事業の完了後、速やかに市長に事業完了届等を提出し、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を受けなければならない。

## 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

(その1)調査費の大分類

分 類	内 容
調査費	地籍整備推進調査の実施に必要な経費(以下「調査費」という。)は、直接経費と附帯事務費に大別するものとする。
直接経費	地籍整備推進調査の実施にかかる測量等を直営で実施する場合及び委託により実施する場合に直接必要となる費用で、人件費、旅費、庁費の各費目に区分するものとし、各費目の内容は下表(その2)に示すとおりとする。
附帯事務費	直接経費により支弁される調査に附帯して必要となる事務費であり、人件費、旅費、庁費の各費目に区分することとし、各費目の内容は下表(その3)に示すとおりとする。

(その2)直接経費の各費目の区分及び内容

直接経費は、次の各費目に定めるものについて計上する。

費 目	区 分	内 容
人件費	給料	補助事業に直接従事する職員に対する給料
	職員手当 共済費	この費目から給与が支給される職員に対する諸手当、共済組合負担金、社会保険料等
旅費	旅費	直接経費から給与又は賃金等が支給される職員等に係る調査、連絡、検査旅費
庁費	賃金	臨時職員等に対する賃金
	報酬	パートタイム会計年度職員の報酬
	職員手当	パートタイム会計年度職員の期末手当
	報償費	協力員及び委員等に要する謝礼金及び保険料
	共済費	庁費により賃金が支弁される臨時職員等又は報酬が支弁されるパートタイム会計年度職員に係る調査実施主体負担の保険料等
	旅費	パートタイム会計年度職員の通勤に費用弁償

	需用費	消耗品費等、印刷製本費、燃料費(自家用車を含む。)、 修繕費
	委託料	調査、測量等の委託料
	使用料及び 賃借料	駐車場、会場等の借上使用費
	備品費	測量・機械器具等に要する費用
	安全費	安全対策に要する費用
	精度管理費	測定の精度を確保するために行う検測並びに精度管理表 の作成及び機械器具の検定等に要する費用

(その3) 附帯事務費の各費目の区分及び内容

費目	区分	内容
人件費	給料	補助事業に附帯して必要となる事務作業に従事する職員 に対する給料
	職員手当 共済費	この費目から給与が支給される職員に対する諸手当、共済 組合負担金、社会保険料等
旅費	旅費	関係機関等への調査、連絡、打合せ等旅費
庁費	賃金	臨時職員等に対する賃金
	報酬	パートタイム会計年度職員の報酬
	職員手当	パートタイム会計年度職員の期末手当
	報償費	協力員及び委員等に要する謝礼金及び保険料
	需用費	消耗品費等、印刷製本費、燃料費(自家用車を含む。)、 修繕費
	使用料及び 賃借料	駐車場、会場等の借上使用費
備品費	庁用器具(机、椅子、書庫、計算機等)及び機械器具	

	共済費	庁費により賃金が支弁される臨時職員等又は報酬が支弁されるパートタイム会計年度職員に係る調査実施主体負担の保険料等
	旅費	パートタイム会計年度職員の通勤に費用弁償
	災害補償費	庁費により賃金が支弁される臨時職員等又は報酬が支弁されるパートタイム会計年度職員に係る調査実施主体負担の災害補償費
	役務費	通信運搬費、手数料、自動車損害保険料
	公課費	調査用車両及び監督用車両等に係る自動車重量税